

令和 2 年 度  
( 2 0 2 0 )  
事 業 計 画

社会福祉法人洗心和合会  
児童養護施設 洗心寮

## 洗心寮 養育(援助・支援)方針

本来、子どもは家庭で愛情に満ちた親によって育てられ、家族とともに生活を送る権利を持っている。しかし、現実には、様々な理由で児童養護施設への入所を余儀なくされています。洗心寮は、児童養護施設として、親や家族と一緒に生活することのできない子どもたちの生活の場であり、生活の中で職員等との人間的なふれあいや信頼関係を基盤に、児童一人ひとりが個別的・集団的な援助・支援を受けることを通して、社会的自立を目指し個別の発達段階に応じ精神的自立を促す場であることを基本原則とします。

洗心寮が目指す「援助・支援(養育)」は、子どもが自分の存在について「生まれてきてよかった」と意識的にも、また、特別の意識はなくてもそのように思うことができること、自信を持てるようになることを基本の目的とします。

そのために、安心して自分を委ねられる大人の存在(養育者の存在)が必要となります。子どもはその養育者によって、まず生きていることそのものを尊い、自分を大切な存在と受けとめられていくことによって、自分や世界(自分のまわりの人、もの、こと、ひいては世の中)を受け入れ、それらに関心を向け、関心を持つようになります。

子どもとのこうした関係を形成していく過程を通して、生きる力を高めるよう培っていきます。身体的な健康や成長の維持、促進のための日々の生活を学び、一方、他人や集団などの中で、それぞれ児童の特質に応じて、どのように関わっていったらよいか、生きていくための知恵や技術、コミュニケーション能力を学んでいく必要があります。

洗心寮における援助・支援(養育)の基本は、一見何気ない日々の営みに中に絶え間なく24時間通して行われる日常的な衣・食・住の生活の中で、衣服をどう整え、着るのか栄養が足り、心のこもる食事の提供、質素でも大切に手入れされ、調和を考えられた住環境、さり気なく相手に配慮した言葉かけや振る舞い、こうした一つ一つは些細なことともみえる日々の生活の積み重ねにより、児童と職員との関係で築き上げる安らぎのある環境づくりを目指しています。さらに、様々な課題を抱える児童の援助・支援(養育)には、人の心身の成長や治癒に関わる専門性が求められており、児童の個別と集団し援助の実態と照合せながら専門的・組織的に対応していくことが重要であると認識しています。

また、援助・支援(養育)に求められる愛情は、「子どもの存在」そのものをまずそのまま受けとめたうえで、適切な観察力と知見とを総合的に活用して、子どもの特質、状態に即応した関わり方を個別に行うことにあると考えます。外見的にやさしい言葉かけや行為にとどまらず、それらが適切な持続力と寛容さをともなう配慮に裏打ちされたものであることを目指していきます。このような考え方に立って、以下のような具体的方針に沿って、児童の援助・支援に努めていくこととします。

## 1. 事業目標

養育方針・「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の理念を尊重し、児童の権利を擁護するとともに、職員については人権擁護・発達について学習する研修を設け自己研鑽・理解の深化を図ります。

入所児童、一人ひとりの「最善の利益」を追求し、発達段階に応じた養育を提供することで自己肯定感の向上を図ります。今年度は、昨年引き続きライフストーリーワークの定着化に向けて、職員研修と実践を図ります。

### 1 施設整備

児童養護施設等における整備について

入所者や利用者に対して、安全確保・サービスの質を図るため、現状を点検し現段階で必要と思われる整備について推進を図っていきます。

#### (1) りんどうの家 補修整備等

居室として利用するため

- ・ 障子、襖の補修(:4万円)
- ・ 洗濯機の購入(:10万円)

#### (2) 車両入替(5人乗り)

入所者の送迎や職員の日常業務の車両として(普通車:50万円)

#### (3) 合併浄化槽の補修工事(:25万)

### 2 施設運営について

児童養護施設職員として適切な養育意識を持ち、個々の職員の能力の向上に努めます。小規模化によるユニット制の養育スタイルの中で「児童中心主義」を実践します。組織運営について、職員相互で意志の疎通が図られ、相互理解や信頼関係が築かれる風通しの良い施設運営を目指すことを全職員が一体となって取り組むことで、入所児童への良質なサービスの提供を目標とします。

#### ・人材の確保

将来の福祉人材育成に向け実習生の受け入れを行うとともに、指導者の育成に努める。また、実習受入校等を中心に早期に各学校に求人を行い新卒職員を確保した上で入所児童への良質なサービス提供に努めます。

#### ・中長期事業計画の策定

社会福祉法人洗心和合会が取り組むべき事業活動と経営基盤強化の両面での指針を示すことを目的に策定します。

- ・事業継続計画(BCP)の策定

社会福祉法人洗心和合会が行う事業において、自然災害、火災、感染症等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる第一種社会福祉事業の継続あるいは早期復旧を可能とすることを目的に策定します。

- ・食育の研究と実践

- (1) 本園(各棟)での主菜調理の実施

- (2) 児童のニーズに沿った献立・実践研究を調理職員と一緒にを行います。

- (3) 分かりやすい媒体を用いた食育指導を行います。

- (4) 感染症等の衛生管理の徹底と各関係機関と情報を共有して感染拡大防止に努めます。

- ・心理療法と生活臨床の協同を図ります

- (1) 心理職員と施設職員の共同を図り児童の心身の安定とケア効果の向上を目指します。

- ・「地域における公益的な取り組み」

- (1) 地域の子育て支援の取り組みとして、子育てサークル等への居場所(サロン)の提供。共同して子育てに関する、研修会、イベントを開催します。

- ・子育て支援

- (1) 関係機関や地域のニーズとしての子育て短期支援事業(ショートステイ事業)を推進することにより地域の子育て支援を図ります。

## 2. 佐賀県里親養育包括支援(フォスタリング)事業(案)

- ・「目的」

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)に基づき、里親・ファミリーホームへの委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親・ファミリーホームに対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親・ファミリーホーム養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援(以下「フォスタリング業務」という)を総合的に実施することを目的とし、佐賀県が実施する里親養育包括支援(フォスタリング)事業を行う。

- ・「現状と課題」

社会的養護については、原則として里親等の家庭養護を優先し、施設につい

ても小規模で家庭的な養育環境としていくことが求められており、「佐賀県家庭的養護推進計画」を平成27年3月に策定し、平成41年度までに里親委託率を33%とすることを目標としています。

本県の里親委託率は平成27年度末で15.9%、平成30年度末で31.2%と増加し、全国平均の委託率を上回っている。しかし、今後の目標達成のためには、これまで以上に広く県民に制度の周知と理解を求めていく必要があります。

・「事業内容」

(1) 里親制度等普及促進・リクルート事業

ア、普及啓発

里親制度等の普及や啓発活動を行い、里親制度等への社会の正しい理解を深め広げること。

イ、リクルート活動

一般家庭から里親登録に結びつくよう里親経験者の講演や説明会などにより、養育里親や養子縁組里親を開拓すること。

(2) 里親研修・トレーニング事業

ア、里親研修（養育里親、養子縁組里親、親族里親研修）

基礎研修、登録前研修及び更新研修

イ、トレーニング（未委託里親、FH事業者）

グループワーク・事例検討・ロールプレイ

専門家による講義、施設及び委託里親宅における実習

(3) 里親委託推進事業

ア、未委託里親へのアセスメント

未委託里親に対しては、家庭訪問やトレーニングなどの機会を捉えて、里親の人柄・成育歴のほか、強みや弱み、受入可能な人数、受入の意向などを総合的に把握し、将来的な里親委託につなげることができるよう努めるものとする。

・佐賀県里親養育包括支援（フォスタリング）事業の受託

厚生労働省より、「新しい社会的養育ビジョン」が提示され、児童養護施設の多機能化が求められている。多機能化により里親支援を施設が担っていく時代へと移り変わっていきこうとしている今、早期に里親支援機関の役割を当施設が担っていききたい。

3. 包括的な里親支援機関（フォスタリング機関）の新設にかかる助成事業

・「目的」

社会的養護が必要な児童を家庭的な環境で養育できるよう、県民への拡散力・

浸透力に力を入れ効果的な里親制度の普及を行います。地域における里親家庭への理解を浸透させると共に、フォスタリング業務を担う施設と里親、行政がチームとなり、安全で安定した環境で子どもを養育できる支援体制を構築する。

・[目標]

一般市民の方々に里親制度の理解を広め、里親に関心を持つ人たち、担い手となるべき里親を増やし、児童の状況に応じたきめ細やかな里親選択を可能にすること。リクルートからトレーニングまで一貫したチーム養育を可能にすることを目標に、今年度は相談業務・リクルート・アセスメント・トレーニング・サロンの開催を中心に以下の事業内容を行います。

・「事業内容」

1. 里親リクルートおよびアセスメント

- (1) 時期:2020年4月～2021年3月
- (2) 場所:佐賀市内各地
- (3) 内容:
  - a、商業施設やウェブサイトでの広告
  - b、お茶会の実施、相談ブースの設置
  - c、講演会、イベントの開催
  - d、家庭訪問、児童相談所等への連携

2. 里親トレーニング

- (1) 時期:2020年4月～2021年3月(計3回)
- (2) 対象者:佐賀県東部地区の里親、子どもを養育している里親
- (3) 内容:養育技術や専門性の向上のための講義等

3. 里親家庭と子どものマッチングおよび双方への支援

- (1) 時期:2020年4月～2021年3月
- (2) 対象:佐賀県東部地区の里親
- (3) 内容:委託前後の家庭訪問、相談対応等

\*日本財団へのフォスタリング機関の新設にかかる助成

厚生労働省より、「新しい社会的養育ビジョン」が提示され、平成32年度には各都道府県にフォスタリング機関の設置が義務付けられている。児童養護施設の多機能化が求められており、将来的にフォスタリング機関実施を目指すため。

#### 4. 佐賀県オレンジリボンたすきリレー

元年度、児童虐待の増加や子ども虐待にて死亡する事例が発生し社会の大きな問題となっていることに喚起し、分離保護が必要な要保護児童を養育している社会的養護機関が今こそ声を上げ協力して社会的認知を目指す「オレンジリボンたすきリレー」を佐賀県で行いました。延べ7日間、13市町村、250kmの道のりを徒歩・自転車で啓発。1100枚のオレンジリボンを配布しました。結果、基礎自治体の協力・各関係機関の協力・佐賀県児童養護施設協議会の事業化を得て、社会に対して大きくPRすることができ、佐賀県での「オレンジリボンたすきリレー」の基礎を築けたと思います。

今年度、同事業継続によって社会に浸透を目指します。

##### ・「趣旨」

- (1) 子どもが最優先(チャイルドファースト)の社会を目指す。
- (2) 虐待等の問題は現在の社会を反映しており県民の理解協力が不可欠である。
- (3) 家庭支援の充実を図る。保護者支援と子ども支援には、地域と民間と行政の協力が必要。
- (4) 各機関が役割を果たし連携する。隙間や溝を埋められない等の連携不足(厚生労働省虐待死亡事例検証結果)が指摘されているので、要保護児童対策地域協議会のより一層の充実を図る。
- (5) 多機関が一つにまとまる活動が必要である。関係機関と市民向け啓発活動として、たすきリレーを実施していく。

##### ・「内容」

開催時期: 2020年10月(里親制度普及月間)～11月(子ども虐待防止月間)

実施方法・内容: 検討中

#### 5. 児童・職員

1 児童数 26名 (定員 33名) 令和2年4月1日現在

(内: はす8名、GHふじ7名、GHにじ6名、地域小規模児童養護施設若竹5名)

##### 本体施設

施設長1名、書記3名(うち非常勤職員2名)、栄養士1名、家庭支援専門相談員2名、里親支援専門相談員1名、個別対応職員1名、児童指導員4名、保育士9名、調理員3名(うち非常勤職員1名)、臨床心理士1名、宿直専門員(非常勤3名)、嘱託医2名

常勤職員 計 26名

非常勤職員 計 5名

職員合計 31名(法定職員数 18名)

## 6. 施設内虐待防止策

- (1) 職員採用方法、採用試験を実施し複数(理事長・理事・施設長・主任)による人物評価を行い採用します。
- (2) 職員間、職員集団において、職員同士がお互いに支援方法を指摘・確認でき、自浄作用が確立できるように努め、施設内虐待を防止します。
- (3) 体罰禁止システムの活用・苦情相談解決システムの活用
- (4) 要望受付システムの活用と児童・保護者要望(意見、苦情等)が伝えやすい雰囲気作ります。
- (5) 施設内虐待防止研修会の参加(佐賀県主催、全施設職員の参加義務)
- (6) 会議の前に「全国児童養護施設協議会 倫理要綱」の輪読を行い、児童虐待に対するスキルアップと児童福祉に携る職員としての倫理感を養ってゆきます。職員全員にオレンジボンを配布し、研修や外に出る時に出る時には着用させることで意識を高めます。
- (7) 人権擁護をテーマにした研修会への積極的な参加。支援者としての人格形成と専門職としての知識と意識の確立。施設として「児童中心主義」をテーマに掲げて、適切な支援に努めます。

## 7. 職員間連絡体制

### 連絡会議

「職員朝礼」 (毎日 8:30～)

### 定例全体会議

「職員会議」 (月2回 13:00～) 寮の運営など事柄を検討、決議する。

「ケース会議」 (月1回 10:00～) 児童の個別ケースについて、関係機関と連携を図りながら、支援、指導、生活に関する事柄について検討します。

「心の研修会」 (月1回 10:00～) 外部講師を迎えての研修会やワークショップ、臨床心理士による講義等。

### 適時諸会議

「各家会議」 (適時) 担当者および養育スタッフが、日常場面や問題についての情報を共有し、課題を確認しながら支援目標に沿った支援を展開していきます。

「代表者会議」 (月一回) 各家の代表者が各家間の問題・課題・子どもからの意見要望についての情報を施設長、主任等と共有し課題の解決に努める。養育方針に沿った養育、児童中心主義での養育の確認。

「副主任会議」 (月一回) 代表者会議で上がった内容を精査し、それぞれの内容に区分します。各家に返答ができるものについては、都度、返答して改善に努めます。